

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第9号**

県立学校学則の一部を改正する規則

県立学校学則（昭和36年香川県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(部、課程、学科等)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>(学科の目標)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>第11条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>香川県立香川中部養護学校の幼稚部並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に、それぞれ、主事を置く。</u></p> <p>別表1（第1条関係）</p> <p style="text-align: center;">中学校</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">高等学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 25%;">課程等</th> <th style="width: 25%;">学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>香川県立高松工芸高等学校</td> <td>略</td> <td>全日制</td> <td>機械科 電気科</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	課程等	学科	略				香川県立高松工芸高等学校	略	全日制	機械科 電気科	<p>(部、課程、学科等)</p> <p>第1条 県立学校（以下「学校」という。）の部、課程、学科等は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(学科の目標)</p> <p>第1条の2 学校に設置する専門教育を主とする学科の目標については、別表2のとおりとする。</p> <p>第11条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の幼稚部並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に、それぞれ、主事を置く。</u></p> <p>別表1（第1条関係）</p> <p style="text-align: center;">中学校</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">高等学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 25%;">課程等</th> <th style="width: 25%;">学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>香川県立高松工芸高等学校</td> <td>略</td> <td>全日制</td> <td>機械科 <u>電子機械科</u> 電気科</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	課程等	学科	略				香川県立高松工芸高等学校	略	全日制	機械科 <u>電子機械科</u> 電気科
名称	位置	課程等	学科																						
略																									
香川県立高松工芸高等学校	略	全日制	機械科 電気科																						
名称	位置	課程等	学科																						
略																									
香川県立高松工芸高等学校	略	全日制	機械科 <u>電子機械科</u> 電気科																						

			工業化学科 建築科 デザイン科 工芸科 美術科
略			
略			
香川県立 笠田高等学校	略	全日制	農産科学科  植物科学科  食品科学科 家政科
略			

特別支援学校

略

			工業化学科 建築科 デザイン科 工芸科 美術科
略			
略			
香川県立 笠田高等学校	略	全日制	生産経済科 農産科学科 園芸科 植物科学科 食品化学科 食品科学科 家政科
略			

特別支援学校

略

別表2 専門教育を主とする学科の目標 (第1条の2関係)  
高等学校

区分	学科	目標
1 農業に関する学科	(1)~(3) 略	
	(4)~(8) 略	
	(9) 食品科学科	略

別表2 専門教育を主とする学科の目標 (第1条の2関係)  
高等学校

区分	学科	目標
1 農業に関する学科	(1)~(3) 略	
	(4) 園芸科	園芸作物の栽培、農業経営及びバイオテクノロジー・環境制御に関する知識と技術を習得させ、園芸又は施設園芸を中心とする農業経営者や農業技術者として必要な能力・態度を育てる。
	(5)~(9) 略	
	(10) 食品化学科 (11) 食品科学科	農畜産物を中心とする食品の加工・貯蔵及び分析・品質管理に関する知識と技術を習得させ、

(10)・(11) 略		
略		

略

		これらの業務に従事する技術者として必要な能力・態度を育てる。
(12)・(13) 略		
略		

略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。